

# 労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会  
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

## 4月～6月が繁忙期にあたる事業所に朗報です！ 社会保険の標準報酬月額『保険者算定』の取り扱いが変わりました

### 1. 保険者算定とは？

社会保険料は各従業員の標準報酬月額をもとに算出されます。従業員の報酬（給与等）は昇給などで変動しますので、毎年1回定期的に見直しされることになっています。

具体的には、4月・5月・6月（支払基礎日数が17日未満の月は除く）に支払った報酬を平均した金額をもとに、標準報酬月額の等級区分にあてはめ、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定するという仕組みです。これが通常の算定方法です。

しかし、この方法ですと、算定することができなかつたり、算定した結果が不当なものとなってしまうことがあります。次のような場合です。

#### (1) 算定することが困難な場合

- ① 報酬の支払基礎日数が4・5・6月のいずれの月も17日未満のとき
- ② 病気欠勤で、4・5・6月に報酬を全く受けないとき

#### (2) 算定した結果が著しく不当な場合

- ① 4・5・6月の3ヶ月間において、3ヶ月分以前の給与の遅配分を受け、又は、遡った昇給によって数月分の差額を一括して受けるなど通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4・5・6月のいずれかの月において定額の休職給を受けた場合
- ③ 4・5・6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合

これらの場合は通常の方法では算定せず保険者が特別な方法で算定することにより標準報酬月額を決定します。これを【保険者算定】と言います。従来は、保険者算定を行うのは上記の場合に限るとされてきました。

### 2. 今回改定された点は？

しかし、平成23年3月31日にこの通達が改正され、保険者算定の対象となる場合が追加されました。

- ④ 当年の4・5・6月の3ヶ月に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均金額から算出した標準報酬月額の間、2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

従来は、4月から6月が繁忙期にあたり、時間外割増賃金を通常の月よりも多く支給していたような場合は、社会保険料が1年間高止まりするというようなケースもあったかと思います。しかし、今回の改正により、そのようなケースは【保険者算定】を利用できることになり、場合によっては社会保険料が引き下がることとなります。

### 3. 手順はどうするか？

会社が次のような要領で申し立てることにより行います。

- ・対象となる被保険者が新たに追加する要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を日本年金機構に提出
- ・申立書には、保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書を添付する。
- ・前年7月から当年6月の被保険者の報酬等を記載した書類を提出する。
- ・その被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その旨を付記して提出する。

労務協会では、算定基礎届を作成する際に、上記保険者決定で社会保険料が下がる可能性のある方についてご連絡差し上げますのでよろしくお願い致します。